

岩手県告示第544号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和7年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・6・23号小山田インター線